

議案第14号

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

小松島市事務分掌組織条例（昭和48年小松島市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例

小松島市事務分掌組織条例（昭和48年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の部」を「市長直轄組織及び次の部」に改める。

第2条中「部の分掌事務」を「市長直轄組織及び部の分掌事務」に改め、同条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

（1） 市長直轄組織

にぎわいづくり推進に関する業務

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。